

改正概要説明書	
国名： ハンガリー	法令名： 特許法
改正情報： 2014年3月15日統合	
改正概要：	
<p><b>1. 民法の規定の準用に関する改正：</b> ハンガリー民法の「権原の保証」(Warranty of Title)及び「瑕疵に対する責任」(Liability for Defects)に関する規定は、特許権のライセンス契約において特許権者が実施権者に対して負うべき法的責任にも適用される旨、明記された(第28条)。</p> <p><b>2. 「書面による見解を伴う新規性調査報告」(Search report supplemented with a written opinion)に関する改正：</b> (1)「書面による見解を伴う新規性調査報告」の請求期間が、出願日から2月以内であったものが、10月以内に変更された(第69/A条(8))。 (2)「書面による見解を伴う新規性調査報告」の請求手続において、加速手続(Accelerated procedure)の制度が導入された(第69/A条(8))。 出願人は、「書面による見解を伴う新規性調査報告」の請求時に、加速手続の申請とともに倍額の手数料を支払うことによって、通常は請求日から6月以内に送付される「書面による見解を伴う新規性調査報告」を2月以内に受け取ることができる(同条(11))。</p> <p><b>3. 特許権の信託の登録に関する改正：</b> 特許権の信託の登録に関する規定が新設された(第54条(m), 第55条(3a))。</p>	
改正内容：	
<p>・ <b>第28条 当事者の権利及び義務</b> (1)において、「所有権を移転する売主に適用される規則」が「権原の保証に関する民法の規定」と明確化された。 (2)において、「不完全な履行の法的結果に適用されるのと同じ規則」が「瑕疵に対する責任に関する民法の規定」と明確化された。また、「ライセンシーは、契約違反に対する義務についての規定に基づいて、その技術的实施可能性がないことに由来する損害賠償を請求することができる。」が追加された。</p> <p>・ <b>第54条 特許登録簿</b> (2)において、(m)が追加された。</p> <p>・ <b>第55条 特許登録簿への記入</b> (3a)は、新設項目である。</p> <p>・ <b>第69/A条</b> (3)において、「2月以内に提出」が「10月以内に提出」に変更された。 (4)において、「特定法律により定める手数料を請求の提出から2月以内に納付しなければならない。」が「特定法律により定める手数料を納付しなければならない。」に変更された。</p>	

旧法(5)が削除された。

(6)において、「書面による見解を付した調査報告」が「書面による見解を付した調査報告((11)で定義された例外も含む)」に変更された。

(7)(a)において、「出願人が承認された出願日から3月の末日までに」が「出願人が書面による見解を付した調査報告の請求から4月以内に」に変更された。

(7)(d)において、「(3)又は(4)という期限の不遵守」が「(3)という期限の不遵守」に変更された。

(8)-(12)は、新設項目である。

・ **第115/S条 手数料不納付の結果**

(3)において、「書面による見解を付した調査報告の請求，さらに加速手続における書面による見解を付した調査報告の作成の請求は，」が追加された。

・ **第117/A条**

新設条文である。